

警報の発令に伴う園児の登降園に関する処置について

奈良市立富雄南こども園

奈良地方気象台より「奈良市西部」に警報（暴風・大雨・洪水など）が発令された場合、園児の安全を図るため、下記の事項に従って対応していただきますようお願いします。

【1号認定】

「奈良市西部」に警報(暴風・大雨・洪水等)が発令された

- ・午前7時現在、警報が発令されている時は臨時休業となります。
- ・午前7時以降の場合も臨時休業となります。

※「なら子どもサポートネット」を通じて連絡しますが、テレビやラジオの気象報道に注意してください。

- ・警報の発令で臨時休業になった場合でも、保護者のご都合により家庭保育が困難な場合は一時預かりを実施しますので、事前に電話で申し出てください。9時から14時以外の時間を利用される場合、利用料が必要となります。

登園後、警報が発令された時

- ・園児を帰宅させます（気象情報を把握した上で）ので、保護者の方は速やかにお子様を迎えに来てください。（「なら子どもサポートネット」を通じて連絡します）

注意報の時

- ・保育を行います。お子様の様子や通園路の状態などを考慮して登園させてください。

解除の場合

- ・午前7時以降、警報が解除されても保育は行いません。
（例、7時01分に警報が解除されても臨時休業になります。）

【2号認定】（1号認定の一時預かり利用児を含む）

- ・警報の発令が登園前である場合は、原則として家庭で保育をされますようお願いします。保護者のご都合により家庭保育が困難な場合は、保育を実施しますので、事前に電話等で申し出てください。

1号認定は通常の一時預かり利用料が必要です。

- ・警報の発令が登園後である場合、保護者のご都合により家庭保育が困難な場合は、保育を実施いたしますが、必ず保護者の方が園にご連絡ください。また、状況をみて園から連絡をした場合は、迎えに来てください。
- ・警報が解除された時は、平常通り保育を開始いたしますので、登園には付近の状況を判断し、十分に注意してください。